

あきる野市障がい者福祉計画

あきる野市障がい者計画・あきる野市障害福祉計画 あきる野市障がい内容をある野市障害福祉計画 あきる野市障がい児福祉計画

~いせい 平成30年度(2018)~平成32(2020)年度



平成30年3月 あ き る 野 市

けいかく さくてい あ 1 計画の策定に当たって

本市では、平成18年度から「障害者自立支援法」に基づく「あきる野市障害福祉計画」を策定するとともに、「あきる野市地域保健福祉計画」に内包する形で、「障害者基本法」に基づく「あきる野市障がい者計画」を策定し、「障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域でいきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、障がい者の自立に向けた発施策に取り組んできました。

国の障がい者施策は、障がい者の自立と社会参加を促進するため、法制度が大きく なんか 変化しています。 平成18年には、新たな制度として「障害者自立支援法」が全面施行され、各種サービスの一元化や就労移行支援事業の創設等、就労支援の抜本的な強化が図られました。

また、平成23年には、「障害者基本法」の改正により、障がい者が受ける制限は機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生まれるものとする「社会モデル」の考え方を踏まえ、障がい者の範囲や定義が見直されています。

その後、平成24年に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するためのほうのには、かりしょうかしてきることがは、という。)」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者にはする支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という。)」が成立し、障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げを除去する等の共生社会の実現に向けた取組が図られています。

平成28年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別が消法」という。)」が成立し、一体的に取り組んできた国内法制度の整備が整い、今後において、より一層、障がい者の有する権利の実現に向けた取組の推進を図ることになります。

さらに、本計画の初年度に当たる平成30年度には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正されます。

本市では、このような国の大きな流れを踏まえるとともに、本市のこれまでの 障がい者 高くししさく の 状 況 と 障 がい者とその家族の意向等を把握し、今後の 障 がい者 施策を 総合的かつ計画的に推進するために、新たな「あきる野市 障 がい者福祉計画」を策定しました。

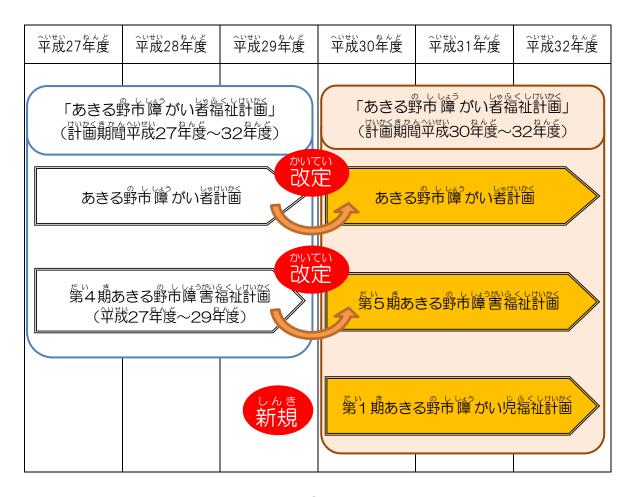
2 計画の位置付けと計画期間

「あきる野市 障 がい者福祉計画」は、「市町村 障 害 者計画」、「市町村 障 害福祉計画」は、「市町村 障 害 福祉計画」、「市町村 障 害福祉計画」がいるくしけいかく しちょうそんしょうがいとうくしけいかく ひちょうそんしょうがいとうくしけいかく いったいてき さくてい であり、本市における です。

本計画は、国の「障害者基本計画」や東京都の「東京都障害者計画・東京都障害福祉 東京都障害福祉 東京都障害児福祉計画」との関係に留意し、「あきる野市総合計画」をはじめ、福祉政策の基本的な計画である「あきる野市地域保健福祉計画」の理念の下、市の関連計画との整合を図り策定しました。

本市では、障がい者計画及び障害福祉計画の2つの計画を「あきる野市障がい者福祉計画(平成27年度~平成32年度)」として一体的に策定し、各施策の推進に取り組んでいます。平成29年度に障害福祉計画が改定年度を迎えることや法改正に伴い、新たに障がい児福祉計画を策定するため、新たな「あきる野市障がい者福祉計画」の策定に向けた。

であっらい けいかくきかん ねんかん はんかん 後来、計画期間は6年間としてきましたが、法に基づき、障害福祉計画及び障がい見るくしけいかく ねんごと かいてい ひつよう 福祉計画を3年毎に改定する必要があるため、3つの計画を一体的に策定した「あきる野市 しゅふくしけいかく けいかくきかん ねんかん ほんかん ほんかん でがい者福祉計画」の計画期間を3年間とすることとしました。



3 基本理念・基本目標

平成30年度からの本計画では2つの基本理念として「誰もが住み慣れた地域の中で、 変心して自分らしく自立した生活ができるまちづくり」「誰もが地域社会の一員として、あ らゆる社会活動に参加し、個性を生かして、輝くまちづくり」を掲げています。この実現 に向けて、6つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

【基本理念】

「障害のあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、 歩んしん 安心して自分らしく自立した生活ができるまちづくり」

「障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域社会の一員として、 たいましゃかいかつどう まんか しませい いないかっとう まんか し、個性を生かして、輝くまちづくり」



きほんもくひょう しょうがい しょう しゃ たいするりかい そくしん けんりょうご すいしん 基本日標1 障害や障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進

ままんもくひょう じりつ せいかつ しえん いしけっていしえん そくしん 基本目標2 自立した生活の支援と意思決定支援の促進

【基本目標

基本目標3 保健・医療の充実

基本目標 4 障 がい児支援の充実

まほんもくひょう あんしんあんぜん ちいき せいかっ かんきょう 基本目標5 安心安全に地域で生活できる環境づくり

まほんもくひょう しゅうろう しゃかいさんか 基本目 標 6 就労や社会参加による生きがいづくり

きほんもくひょう しょうがい しょう しゃ たい りかい そくしん けんりょうご すいしん 基本目標1 障害や障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進

障害のあるなしにかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会を形成するためには、あらゆる場所で、あらゆる場面で、障害を理由とする差別がなくなることや、障がい者本人が自らの生活のあり方を選択し、行動できる環境が整うことが必要となります。

本市では、市民一人一人にその「礎」となる「障害や障がい者に対する正しい理解」が
できるよう、市のイベント、広報紙、ホームページ等を通じて障害に関する周知・啓発を
進めるとともに、地域住民の福祉意識の醸成に向けた福祉教育の充実やボランティア
ないたができる。
体験事業の促進を図るほか、成年後見制度の利用促進や障がい者虐待の防止など、障がい者の権利擁護の推進を図ります。

まき とりくみれい 【主な取組例】

たさくかい施策名	とりくみないよう 取組内容
しょうがいしゃ さべっかいしょうほう しゅうち 障害者差別解消法の周知・ 財がはつ 啓発	平成28年4月に施行された障害者差別解消法について、 市民の関心と理解を深めるため、各種イベントにおいて周知・ 啓発活動を行います。また、市内の障がい者団体等への意見 ままうしゅにより、状況の把握に努め、効果的な障害者差別解消法 の周知・時発方法について、先進事例等を調査・研究し、積極的 に取組を推進します。
しょうがいしゃしゅうかんとう 障害者週間等におけるイベ こうえんがい かいさい ント・講演会の開催	「障害者週間(12月3日から 12月9日まで)」において、 障害者週間(12月3日から 12月9日まで)」において、 障害がい者団体や日中活動系事業所の活動内容を紹介する展示イベントを行うとともに、新たに障害をテーマとした映画、 こうえんかい かいきり たいきりちかっとうとう にゅう がい者に 関連会の関係、街頭周知活動等を実施し、障害や障がい者に かりかい そくしん なりかい そくしん なりがい そくしん なりかい そくしん なりがい まれい ない はいまれい ない はいまれい ない はい はい はいまれい はい はいまれい はい はいまれい はいまれい はいまれい はい はいまれい はい はいまれい はいまれい はい
せいねんこうけんせい ととう しゅうち けいはつ 成年後見制度等の周知・啓発	成年後見制度や社会福祉協議会が行う権利擁護相談の利用 そうだ。 促進を図るため、「どこで、どのような相談ができるのか」について、 障がい当事者のほか、支援者である家族の方に理解が 図られるよう、広報紙やホームページ、市窓口、関係機関を通して 必要な情報提供を行い、制度利用の促進を図ります。
しょうがいしゃ ぎゃくだい ぼう し 障害者 虐待 防止 センター きのう じゅうじつ 機能の充実	障がい者に対する虐待を未然に防ぐとともに、発見時の迅速から適切な対応を図るため、障害者虐待防止法に基づき、24でかんだいようがしたできゃくだいぼうしほうしょうかいしきがんだいます。 第察、じょうがしたを行う「障害者虐待防止センター」を運営し、警察、じょうきんだいが、学校、医療機関等の関係機関との連携を図りながらいます。 しょうないはい きょうかん にゅうかんだい はからこう にゅうきかんなど かんけいきかん れんけい はかりながら見重相談所、学校、医療機関等の関係機関との連携を図りながらいるようでいるとなるといけい きょうかん できおよ ようこしゃ しえんだいせい きょうか できおよ ようこしゃ しえんだいせい きょうか できおよ ようこしゃ しえんだいせい きょうかん でいる できおよ ようこしゃ します。

きほんもくひょう じりっした生活の支援と意思決定支援の促進 基本目標2 自立した生活の支援と意思決定支援の促進

ですがい者が安心して地域で暮らしていくためには、地域生活を支えるサービスの提供体制が整備されていることが重要となります。このために、一人一人の障害の状況になった。とうなる接触を行うことにより、障がい者本人の意思を尊重したサービスの提供を図るとともに、関係機関等との連携の強化や福祉人材の確保・育成に取り組むことにより、サービス量の確保とサービスの提供体制の充実に努めます。

かくしゅ けいざいてきしえん じっし しょう しゃ ちいきせいかつ しえん また、各種の経済的支援を実施し、障がい者の地域生活を支援します。

【主な取組例】

しきくかい 施策名	<u>とりくみないよう</u> 取組内容
またが 身近で分かりやすい相談窓口 の充実	重複障害や多様化・複雑化する支援の在り方、長期化する相談事例に的確に対応できるよう、「身体・知的」、「精神」の2つに分かれていた健康会館の相談窓口を全障害対応の窓口として一方がないたはかった。市や専門的な知識・ノウハウを有した関係を対応や関係機関と連携し、相談支援や課題解決に当たるほか、ピアカウンセリングや講座を行うなど、地域の中で、「身近で気軽になった。」である。「おいますのでで、「身近で気軽になった。」である。「おいますのでで、「身近で気軽になった。」である。「おいますのでで、「身近で気軽になった。」である。「おいますのでで、「身近で気軽になった。」である。「おいます」といる。「おいます」といる。「おいます」といる。「おいます」といる。「おいます」といる。「おいます」といる。「おいます」といる。「おいます」といる。「おいます」といる。「おいます」といる。「おいます」といる。「ないます」」といる。「ないます」といる。「ないます」」といる。「ないます」といる。「ないます」」といる。「ないます」」といる。「ないます」といる。「ないます」」といる。「ないます」」といる。「ないます」」といる。「ないます」といる。「ないます」」といる。「ないます」といる。「ないます」」 「ないます」、「ないまするいます」 「ないまするいます」 「ないまするいます」 「ないまするいまする。「ないまする。」 「ないまする」」 「ないまするいまする。「ないまする。」 「ないまするいまする。」 「ないまする。」 「ないまするいまする。」 「ないまするいまする。」 「ないまするいまする。」 「ないまするいまする。」 「ないまするいまする。」 「ないまする。」 「ないまするいまする。」 「ないまするいまする。」 「ないまする。」 「ないまするまする。」 「ないまするまする。」 「ないまするまする。」 「ないまするいまする。」 「ないまするまする。」 「ないまするまする。」 「ないまするまする。」 「ないまするまする。」 「ないま
ちいきじりつしえんきょうぎかい かっせいか 地域自立支援協議会の活性化	がは、は、しゅっしえんきょうぎかい 地域自立支援協議会において、刻々と変化する障害福祉に係る ちいきかたいとう 地域課題等に対応するため、情報の共有とサービスの質の向上 に向けた取組を行う一方で、地域自立支援協議会の活性化に向け、 より円滑な組織のあり方や運営方法について検討を行います。
(E)もんけい にっちゅうかつどうけい 訪問系・日中活動系サービス とう じゅうじつ 等の充実	障害者総合支援法に基づく在宅福祉サービスについて、事

日中活動系サービス
野業所に通所する
がたがたが製作した作品
です。





きほんもくひょう ほけん いりょう じゅうじつ 基本目標3 保健・医療の充実

ませたいくみれい【主な取組例】

施策名	とりくみないよう 取組内容
まいしん ほけん ふくし まけん あく に おける相談 情神 保健 福祉 における相談 しえんだいせい じゅうじつ 支援体制の充実	在宅の精神障がい者や家族に対して、市や障がい者相談支援センターの精神保健福祉士から、助言・指導を行うとともに、医療 ***********************************
なんびょう かん そうだん しぇ んだいせい 難 病 に関する相談支援体制の じゅうじつ 充実	ないようそうだいしなんまとくちないないようかんじょしゅうろうしえくそうだいまとくちにおいて、
こう じ のう き のうしょう 高次脳機能 障 がい者の実態の は as < 把握	こうじのうきのうしょうがい ほんにん かぞく しょうがい たい りかいぶそく た 高次脳機能障害は、本人や家族の障害に対する理解不足、他の とっぺい しょうがい こんざい 疾病・障害と混在することにより、適切なリハビリテーション等 に結びついていないケースが見受けられます。このため、医療機関 や関係各課等との連携により、支援が行き届くよう、市内の高次脳 きのうしょう しったいはあく に変めます。
じゅうしょうしんしんしょう 重症心身障がい者に対する しえんだいせい じゅうじつ 支援体制の充実	できずが重くとも、地域で安心して暮らすための適切なサービス (短期入所、重度訪問介護、訪問看護等) や医療が確保され、安定 した在宅生活が継続できるよう、必要な支援の充実と連携体制の整備を図ります。 また、介護を持つる疾体への相談体制を整備するとともに、重症 心身障がい者の理解を図るための周知・啓発に取り組みます。

きほんもくひょう しょう じしえん じゅうじつ 基本目標4 障がい児支援の充実

障がい児の健康な発育には、障害や疾病の早期発覚に加え、適切な時期にでよりでとりの 予どもに含った保健や療育をもれなく提供することが求められるとともに、障害の 特性に応じた乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援が必要となります。

このため、乳幼児期の各種健診等の保健事業をはじめ、未就学児に対する療育のための各種サービスや学齢期における教育や余暇活動の取組等、ライフステージごとの支援の充実に向け、保育・教育・保健・医療の各分野が連携した切れ自ない支援体制の構築を進めます。

また、支援者である家族が身近に相談できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

【主な取組例】

施策名	取組内容
いりょうでき 医療的ケアを必要とする児童 への支援の充実	医療的ケアを必要とする児童に対して、医療・保健・福祉・保育・ 意味が高いないないでは、ないでは、一般では、保健・福祉・保育・ 意味が高いない。 ないできないできません。 ないできません。 ないできますが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、ないでは、ないでは、ないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
はったこしょう 発達障がい児に対する支援の にゅうじつ 充実	発達障がい児に対して、ライフステージに応じた切れ自のない とえんを思かるため、障害、子育て、高社、教育等のがはいるしまれたがは、 を図るため、にような、子育で、福祉、教育等のがはいるしませんが関係 きかんれんが、しょうほうとう。 きょうゆう 機関が連携し、情報等を共有する等して、一体的な支援の充実 を図ります。
とくべつしぇんきょういく しゅうじつ 特別支援教育の充実	をくべつ きょういくできしえん ひつよう 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、その発達の特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、その発達の状況に応じた多様な教育の場を提供する特別支援教育の充 とくべつしょんきょういく 実を図ります。また、特別支援教育推進計画の策定に伴い、一人ひとり きょういくでき しえん いっそうずいん しつきます。
できるがいじしまん 障害児支援サービス(放課後等 デイサービス)の実施	版課後等に、生活能力の向上に向けた訓練等の療育を行う場として、放課後等デイサービスの利用者が増加しているため、事業者の質の向上と連携を図る目的で、平成29年度から地域自立支援協議会内に障がい児通所プロジェクトを設置しました。今後においても、新たな事業者の進出や利用者の増加が見込まれるため、市と事業者が連携し、放課後等デイサービスの充実を図ることで、障がい児の療育を促進します。

きほんもくひょう あんしんあんぜん ちいき せいかつ かんきょう 基本目標5 安心安全に地域で生活できる環境づくり

障がい者が地域の中で安心感を持って、安全に日常生活・社会生活を営むためには、 ・ 世界の暮らしの拠点となる住まいが住みやすいものであることに加え、生活圏域に支障となるバリアがないことや災害・犯罪が起こらない安全な環境であることが重要となります。

このため、生活の拠点となる住まいの確保、公共施設や道路等のバリアフリー化等、 がいてき、性いかつかんきょう ととの 快適な生活環境を整えるための取組を推進します。

では、災害時の避難行動要支援者の把握を進め、支援を求めている人が適切な支援を受けられるよう、日頃からの地域の見守りや防災知識の普及、防犯対策を推進します。また、障がい者が不便なく、情報の取得や意思疎通を図ることができるよう、障害の特性に配慮した情報提供手段の充実を図ります。

【主な取組例】

し ^き くめい 施策名	とりくみないよう 取組内容
グループホームの整備と入居しまた。 支援の充実	グループホームの整備に当たっては、単に建設促進を図るだけではなく、就労先、通所先の確保や利用者ニーズに合ったグループホームを広域的に探し出すことが必要となります。 「いっきまないましまのかい」。 では、でいっきまないませいであったが必要となります。 「いっきまないましまの解消と施設、病院等からの地域移行への対応をはかるため、必要量のグループホームの整備を促進するとともに、以前労・通所先の確保やグループホームに関する情報の提供を行う等、入居先の確保に向けた支援の充実を図ります。
^{ぼうさいちしき} ^{ふきゅう} けいはつ 防災知識の普及・啓発	広報紙やホームページ等を通して、 障がい者が繁急時等に使用するヘルプカードの周知・啓発を図るとともに、 災害時における 障がい者援助に関する知識の普及・啓発を図ります。また、地域の自主防災組織と共に 障がい者が地域の防災訓練等に参加しやすい環境づくりに取り組みます。
Folkativisk give 防犯対策の推進	警察署や防犯協会等の関係団体との連携により、啓発活動等の 5いきほうはんかっとう おこな しょうかい者の犯罪被害の防止に努めるととも に、相模原市の障害者支援施設の事件を踏まえ、施設の防犯 を対策します。 防犯体制の強化を促進します。
しゅわ 手話のできるあきる野市民の ょうせい 養成	また、子ども達に対し、手話への親しみと聴覚障がい者への であるよう、「小学生親子手話講座」を開催します。

基本目標6 就労や社会参加による生きがいづくり

働くことは、自立した生活を営むための手段である以上に、地域社会の一員として社会参加し、生きがいを見い出す上で重要なものであり、生活の質の向上につながるものとなります。このため、障がい者の企業就労に向け、雇用機会の創出やハローワーク等の機像関との連携を強化するとともに、それぞれの意思や能力に応じた生活支援の充実を図ります。

また、スポーツや芸術・文化活動等を通じて、多くの人と交流ができ、身近な地域とつながることのできる社会参加の場の確保と社会参加の促進を図ります。

まな取組例】

施策名	<u>とりくあないよう</u> 取組内容
しゅうろう もいかつしえん 就労・生活支援センター機能 の充実	で成29年4月に利便性の良いJR利川駅前に移転したことにより、多くの登録者が立ち寄ることのできる、身近で利用しやすい場となりました。引き続き、ハローワーク等の関係機関との連携を図り、就労支援、就労後の定着支援、社会生活上の相談支援を一体的に行う支援体制の充実に取り組みます。
し やくしょ しょくば たいけん じっしゅう とう しょくば 市役所 職場 体験 実 習 等 職場 たいけんき かい ていきょう 体験機会の提供	就労の促進に向けた訓練の一環として、平成29年1月から 市役所内で職場体験実習を実施しています。 今後、市役所職場体験実習の更なる充実を図るとともに、様々 な職種の体験を得る必要性から、市内の民間企業に協力を まと、表しています。
オリンピック・パラリンピック に向けたスポーツ活動への まんか そくらん まっん じょうせい 参加の促進と機運の醸成	2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに同けて、市や総合型地域スポーツクラブ等が開催するスポーツ 講座等の情報を提供し、参加促進を図るほか、防災・スポーツフェア等においてボッチャ大会を開催する等、障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組むことで、障がい者のスポーツ活動への参加機会の拡大とオリンピック・パラリンピックに向けた機運の醸成を図ります。
ヘルプマーク、ヘルプカードの かつよう そくしか 活用の促進	ヘルプマーク、ヘルプカードの周知を図るとともに、特別支援 学校や就労支援事業所等で活用方法等を実践し、繁急時等の 活用を促進します。

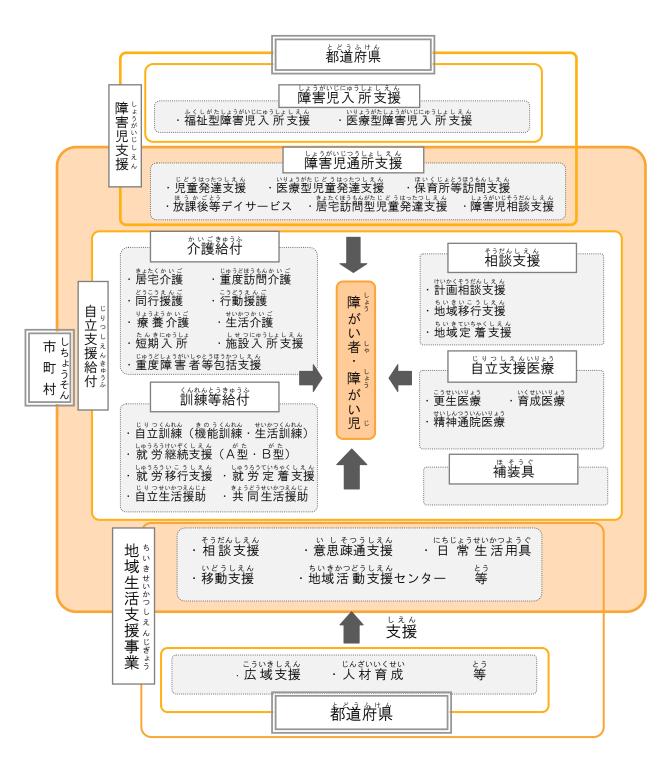
●市役所職場体験実習の様子●

宇智を通して、企業就労に必要な職場でのマナー、仕事の質、作業スピードの
自上に取り組みました。今後の就職活動に向けたステップとなります。



5 サービス支援の全体像

障害福祉サービスは個々の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の にようきょうとう 状況等)を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村が地域や利用者 の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。また、障が い児を対象とするサービスとして児童福祉法に基づく「障害児支援」があります。



しょうがいふくし 6 障害福祉サービス等の事業量見込み

しょうがいふくし みこみりょう 【障害福祉サービス見込量】

サービス名		_{じっせきみ こ み ち} 実績見込値	けいかくち 計画値		
		~いせい ねんど 平成29年度	~ぃセぃ ねんど 平成30年度	~ぃセぃ ねんど 平成31年度	へいせい ねんど 平成32年度
きょたくかいご居宅介護	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	74	76	78	80
居宅介護 	りょうにっすう ひ つき 利用日数(日/月)	716	729	747	766
じゅうどほうもんかいご	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	5	6	6	6
重度訪問介護	りょうにっすう ひ つき 利用日数(日/月)	1,091	1,094	1,121	1,149
とうこうえんご 同行援護	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	20	21	22	22
问仃拨護	りょうにっすう ひつき 利用日数(日/月)	266	268	273	278
こうどうえんご 行動援護	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	7	7	8	8
行期援護	りょうにっすう ひ つき 利用日数(日/月)	157	161	165	169
じゅうどしょうがいしゃとう 重度障害者等	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	0	0	0	0
包括支援	りょうにっすう ひつき 利用日数(日/月)	0	0	0	0
************************************	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	153	156	160	164
生活介護	りょうにっすう ひつき 利用日数(日/月)	3,039	3,080	3,157	3,235
りょうようかいご 療養介護	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	7	7	7	7
短期入前	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	76	77	79	81
(福祉型)	りょうにっすう ひ つき 利用日数(日/月)	364	389	399	409
短期入所	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	2	3	3	3
(医療型)	りょうにっすう ひつき 利用日数(日/月)	11	11	12	12
じりっくんれん 自立訓練	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	0	1	1	2
(機能訓練)	りょうにっすう ひ つき 利用日数(日/月)	0	15	17	22
じりっくんれん 自立訓練	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月) 	6	6	6	7
(生活訓練)	りょうにっすう ひ つき 利用日数(日/月)	99	100	103	106
しゅうろういこうしぇん 就労移行支援	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月) 	18	20	22	24
水 刀 1夕1 J × 1友	りょうにっすう ひ つき 利用日数(日/月)	258	283	313	344
就 労継続支援	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	8	8	8	9
(A型)	りょうにっすう ひ つき 利用日数(日/月)	145	149	152	156

サービス名		実績見込値		^{けいかくち} 計画値	
		へいせい ねんど 平成29年度	平成30年度	で成31年度	へいせい ねんど 平成32年度
しゅうろうけいぞくしぇん 就労継続支援	१४३०० १४४ ०० १४ । त्री मिंटी स्थापन	166	170	175	179
(B型)	りょうにっすう ひ つき 利用日数(日/月)	2,806	2,840	2,912	2,983
にはいっていちゃくしまん 就労定着支援	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)		0	1	1
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	88	92	96	100
しせっにゅうしょしぇん 施設入所支援	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	56	56	55	53
じりっせいかつえんじょ 自立生活援助	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)		0	1	1
けいかくそうだんし えん計画相談支援	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	57	63	67	70
ちいきいこうしえん 地域移行支援	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	0	0	1	2
ないきていちゃくしえん 地域定着支援	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	0	0	0	1

ちいきせいかつしえんじぎょうみこみりょう 【地域生活支援事業見込量】

	[地域主心文版事業兒处皇]					
サービス名		_{じっせきみこ みち} 実績見込値		けいかくち 計画値		
		へいせい 平成29年度	~いせい ねんど 平成30年度	で成31年度	平成32年度	
そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
そうだんしぇんきの さ相談支援機能	うきょうかじぎょう 『強化事業	実施	実施	実施	実施	
じゅうたくにゅうきょと 住宅入居等	うしえんじぎょう 支援事業	実施	実施	実施	実施	
せいねんこうけんせい どり 成年後見制度和	ょうしぇんじぎょう]用支援事業	実施	実施	実施	実施	
ちいまじりっしえ地域自立支	ゆきょうぎかい 援協議会	実施	実施	実施	実施	
しゅわほうしいんはけんじぎょう 手話奉仕員派遣事業	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	20	22	24	26	
しゅかつうゃくしゃせっちじぎょう 手話通訳者設置事業	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	1	1	1	1	
しゅりほうしいん・つうやくしゃ 手話奉仕員・通訳者 ようせいじぎょう 養成事業	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	34	32	30	30	
かいご くんれんしぇんようぐ 介護・訓練支援用具	りょうけんすう けん とし 利用件数(件/年)	5	8	11	14	
じりっせいかっしぇんようぐ 自立生活支援用具	りょうけんすう けん とし 利用件数(件/年)	10	12	15	17	
ざいたくりょうようとうしえんようぐ 在宅療養等支援用具	りょうけんすう けん とし 利用件数(件/年)	10	12	14	17	

サービス名		_{じっせきみ こ み ち} 実績見込値		けいかくち 計画値	
		~いせい 平成29年度	~いせい 平成30年度	~ぃセぃ 平成31年度	平成32年度
tx ラ(ヌテ̄) い し ₹ つ ラ 情報・意思疎通	りょうけんすう けん とし 利用件数(件/年)	3	4	6	9
排せつ管理支援用具	りょうけんすう けん とし 利用件数(件/年)	1,704	1,717	1,731	1,746
きょたくせいかつとうさ 居宅生活動作 ほじょようぐ 補助用具	りょうけんすう けん とし 利用件数(件/年)	4	5	6	6
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	163	164	166	167
移動文援 事 業 	りょうじかん じかん つき 利用時間(時間/月)	2,196	2,209	2,236	2,250
まいきかつどうしぇん 地域活動支援	かしょすう 箇所数(か所)	2	2	2	2
センター	りょうしゃすう ひと とし 利用者数 (人/年)	180	194	206	216
にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業	かしょすう 箇所数(か所)	2	2	2	2
	りょうしゃすう ひと とし 利用者数 (人/年)	8	8	9	9
こうせいくんれんひ 更生訓練費 ^{きゅうふじぎょう} 給付事業	りょうしゃすう ひと とし 利用者数(人/年)	1	1	1	1
しょうしゃうんてんきょうしゅう 自動車運転教習 ひょうじょせいじぎょう 費用助成事業	りょうしゃすう ひと とし 利用者数(人/年)	3	4	4	4
にとうしゃかいをうひ 自動車改造費 じょせいじぎょう 助成事業	りょうしゃすう ひと とし 利用者数(人/年)	1	2	2	3
造物では、またのです。 障害者虐待防止 センター設置数	かしょすう 箇所数(か所)	1	1	1	1

しょうがいじつうしょしえんとうみこみりょう【障害児通所支援等見込量】

サービス名		_{じっせきみ こ み ち} 実績見込値	けいかくち 計画値		
		~いせい 平成29年度	~いせい 30年度	で成31年度	~いせい 32年度
 じどうはったつしえん 児童発達支援	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	19	21	24	26
<u>児里</u> 発達文援	りょうにっすう ひ つき 利用日数(日/月)	130	148	165	181
いりょうがた 医療型	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	0	0	0	0
じどうはったつしぇ ん 児童発達支援	りょうにっすう ひ つき 利用日数(日/月)	0	0	0	0
はまた。 放課後等	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	129	146	162	178
デイサービス	りょうにっすう ひ つき 利用日数(日/月)	1,542	1,623	1,800	1,977
ほいくしょとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	0	0	1	2
保育所等訪问文援 	りょうにっすう ひ つき 利用日数(日/月)	0	0	2	4
きょたくほうもんがた 居宅訪問型	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)		0	0	0
じどうはったつしぇん 児童発達支援	りょうにっすう ひ つき 利用日数(日/月)		0	0	0
しょうがいじそうだんしぇ ん 障害児相談支援	りょうしゃすう ひと つき 利用者数(人/月)	21	24	28	31

7 計画の推進

(1) 計画推進に向けての体制

るくしぶんや かぎ ちょうないぶしょかん れんけい はか けいかく そうごうてき すいしん つっと 福祉分野に限らず、庁内部署間の連携を図り、計画の総合的な推進に努めます。また、職員の障がい者理解の促進と福祉意識の醸成に努めます。

② 関係機関・関係団体との連携

ちいきじりっし込んぎょうぎかい ちゅうしん とした
 地域自立支援協議会を中心とした
 地域の関係機関等によるネットワークの強化を図り、
 はょかだい
 話課題への対応に取り組みます。

3 国や都、近隣市町村との連携

国や都からの情報を収集しながら、制度改正等の変化に合わせた施策を展開します。 また、近隣市町村と連携や情報交換を行うともに、広域的な連携の必要性についても研究等を行い、施策の充実を図ります。

tive ふきゅう けいはつ 制度の普及・啓発

市の広報紙やホームページ等の媒体を用いて計画の周知を図ります。 また、あらゆる機会を通じて、障害や障がい者に対する正しい理解を深め、障害福祉制度の きな。・啓発に取り組みます。

⑤ 障がい者のニーズの把握・反映

たさく ないよう ていきょうほうほうとう 施策の内容や提供方法等について、地域自立支援協議会や身体・知的障がい者相談員、障がい者団体と意見交換等を行い、障がい者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

© 人材の育成・確保及び資質の向上

障がい者福祉に関する専門職員の育成・確保に努めます。また、東京都や近隣市町村との連携を図り、研修等を実施することにより、障がい者福祉に携わる市職員の資質向上に取り組みます。

(2) 計画の点検・評価

はいした。 すいしん しょう はか けいかく しょう しゃ 本市においては施策の推進とその質の向上を図るため、PDCAサイクル(計画を障がい者 とう さんかく りょう おこな すいしん 等が参画する「あきる野市障がい者福祉計画推進委員会」において評価を行います。推進いいんかい いけん き ひつよう みと けいかくないよう へんこう みなお じっし 委員会の意見を聴き、必要があると認めるときは、計画内容の変更や見直しを実施します。

あきる野市 障 がい者福祉計画 <概要版 > へいせい 平成30 (2018) 年度~平成32 (2020) 年度

(4.5 はいます はっこう とうきょうと の し 編集・発行 東京都あきる野市 まっきょうと の し にのみや まんち マイカラ マイカ 東京都あきる野市二宮350番地

TEL: 042-558-1111 (代表) FAX: 042-558-1170

